

令和 7 年 3 月 1 日

デンソー健康保険組合

理事長 山崎 康彦

任意継続被保険者標準報酬月額の特

令和 7 年度任意継続被保険者の標準報酬月額が決定したので下記の通り公告する。

記

1. 標準報酬は、次の①又は②の何れか低い方の額をもって、その者の標準報酬月額とする。

① 法第 4 7 条に定める標準報酬月額 2 8 等級 4 4 0, 0 0 0 円

令和 6 年 9 月 3 0 日現在の当組合全被保険者の平均標準報酬月額
4 5 3, 4 6 1 円

② 強制被保険者資格喪失時の、その者の標準報酬月額

2. 適用期間

自： 令和 7 年 4 月 1 日

至： 令和 8 年 3 月 3 1 日

以上